

令和6年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導講習会
(共通編) ②

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

説明する項目

- 1 虐待防止措置未実施減算について
- 2 身体拘束廃止未実施減算について**
- 3 意思決定支援の推進について

2 身体拘束廃止未実施減算 について

2 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ③ 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

2 身体拘束廃止未実施減算について

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

2 身体拘束廃止未実施減算について

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。

また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

2 身体拘束廃止未実施減算について

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

2 身体拘束廃止未実施減算について

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の取組を行わなければなりません。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会を含む）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ③身体拘束等の適正化のための「指針」を整備すること
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための「研修」を定期的を実施すること

2 身体拘束廃止未実施減算について

これらの身体拘束廃止に向けた取組がされていない事業者について、

- ① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
- ② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

2 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算の見直し

《令和5年度》

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2 身体拘束廃止未実施減算について

《見直し後》（施設・居住系サービス）※1
基準を満たしていない場合に、所定単位数の
10 %を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

2 身体拘束廃止未実施減算について

《見直し後》（訪問・通所系サービス）※2
基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練
（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、
就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
（障害者支援施設が行う各サービスを除く）